

化学物質適正管理促進のための届出制度に係る課題と対応案

1.事業者の自主的取組の検証・評価について

(1) 事業者の内部評価における客観性・透明性の確保

評価基準の設定

P D C A サイクルを効果的に機能させるためには適切な評価基準（計画の見直しについて判断する基準）の設定が重要

評価基準設定の重要性について「化学物質適正管理指針（仮称）」で示すとともに、業種ごとに標準的な評価基準の設定方法を示すことを、業界団体に働きかけ

現在、多くの業界団体において P R T R 排出量等を算出するためのマニュアルが整備されており、P R T R 制度の運用に重要な役割を果たしているが、事業者の自主的取組による化学物質管理の改善を促進するために、マニュアルがさらに充実されることが望まれる。

数値目標の設定

目標の達成状況を客観的に評価できるよう可能な限り数値目標を設定することを「化学物質適正管理指針（仮称）」に盛り込む。

検証・評価の体制と手順

管理の改善報告書に記載した方法により、少なくとも 1 年に 1 回定期的に検証・評価を実施することを「化学物質適正管理指針（仮称）」に盛り込む。

評価結果の公表

- ・ 事業者自らが環境報告書等により公表するよう働きかけ
- ・ 府に毎年届出される「検証・評価の結果」を府民に分かりやすい形に取りまとめて公表するとともに、個別事業者の情報については大阪府情報公開条例の規定に則り開示

(2) 行政への報告に基づく第三者機関による検証・評価の方法

評価機関

学識経験者で構成する第三者機関（例えば大阪府環境審議会揮発性有機化合物・化学物質対策部会）

評価時期

原則として 1 年に 1 回実施

評価対象

- ・ 業種ごと、地域ごと、規模ごと等の取りまとめをもとに総合的に評価
- ・ 必要に応じ、個別の事業所の取組みを対象に評価

評価方法

- ・ 事業者から届出のあった「管理の改善報告書」に基づき、「管理の改善目標」及び「目標達成状況」等を評価

- ・ 事業者の内部評価結果について、評価基準の妥当性を含め評価

評価結果の活用

評価機関による評価が事業者の取組みに反映されるようにするため、大阪府が業界団体等を通じて又は個別の事業者に対して評価結果に基づき助言

透明性の確保

事業者の自主的取組が府民に見えるものとするのが重要

評価機関による評価は公開で行うとともに、評価結果を府のホームページなどで公表

その他

業種ごと、地域ごとに、第三者機関による検証・評価が行われることが望ましいので、業界団体や地域商工団体に評価体制の構築を働きかけ

2.届出書作成に対する支援について

(1) 管理体制報告書・管理の改善報告書・緊急事態対処計画書の作成支援

行政による支援

- ・ 「化学物質適正管理指針（仮称）の解説」を作成・公表し、マネジメントシステムの構築、P D C Aサイクルによる継続的改善、リスク評価に基づく化学物質管理手法などについて、できるだけ詳細・具体的に記載

- ・ 中小企業向けの「化学物質適正管理ガイドブック（仮称）」の作成
- ・ 府のホームページなどで事例紹介を行うなど情報提供
- ・ 業界団体や地域商工団体が開催するセミナー等を活用して情報提供
- ・ 事業者と面談するなどの方法で、事業所の実態に応じて具体的に助言

業界団体・地域商工団体による支援

相談窓口の設置など傘下の事業者に対する支援体制の構築を働きかけ

中小企業者に対する配慮

中小企業においては、一般的に、専門的な知識が必要なリスク評価の実施などの面で自主的な化学物質管理の取組みが不十分な状況にあるので、上記の支援策を積極的に展開

3.届出された情報の活用について

(1) 管理体制報告書の活用

マネジメントシステムの普及

リスクコミュニケーションへの活用

事業所における化学物質取扱量・排出量等の情報について、貯蔵量の情報とともに住民、事業者、行政間で共有

有害大気汚染物質モニタリング地点の効果的な設定

国が作成したP R T Rデータ活用環境リスク評価支援システムを使用するなどの方法で環境中濃度の予測を行い、効果的なモニタリング地点選定の検討に活用

4.その他の課題について

(1) M S D S 交付対象外物質の取扱量等の把握方法

労安法・毒劇法で規定するM S D S による情報入手

化管法の対象物質(435物質)以外で府の取扱量等の届出制度の対象となる物質(府独自の37物質)についても、多くは労働安全衛生法によるM S D S の対象物質(638物質)及び毒物及び劇物取締法によるM S D S の対象物質(473物質)に該当するため、化学物質含有量情報の入手は可能(資料1-1参照)

情報提供に関する規定

サプライチェーンを通じて、事業者が他の事業者に対象化学物質含有製品を譲渡・提供する場合に、譲渡・提供される事業者からの求めに応じて、化学物質含有量等の情報を提供することを事業者の努力義務として規定

(2) 電子届出の活用

府の取扱量等の届出制度については、化管法のP R T R制度の電子届出システムと同様なシステムについて検討

(3) 事故時の報告を要する事故の規模の明確化

条例等の解説において、次の事項について可能な限り具体的に記載して公表することにより統一的な運用を図る。

- ・ 飛散・漏洩等に係る化学物質の有害性の程度と量
- ・ 飛散・漏洩等が起こった期間
- ・ 住民等の化学物質へのばく露及び被害の状況
- ・ 社会的影響の度合い
- ・ 爆発・火災等付随する事象の内容と程度